

入札説明書

「甲府公共職業安定所玄関入り口滑り止め塗装及び手摺り設置工事」

甲府公共職業安定所玄関入り口滑り止め塗装及び手摺り設置工事にかかる入札公告に基づく入札等については、会計法、予算決算及び会計令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官 山梨労働局総務部長 十川 昌明

2 調達内容

- | | |
|----------|-------------------------------|
| (1) 業務名 | 甲府公共職業安定所玄関入り口滑り止め塗装及び手摺り設置工事 |
| (2) 施行場所 | 別添仕様書による。 |
| (3) 業務内容 | 別添仕様書による。 |
| (4) 履行期限 | 別添仕様書による。 |
| (5) 入札方法 | |

落札者の決定は最低価格落札方式をもって行う。

- ① 入札者は、調達件名の価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。
- ② 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

- (6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和5・6年度厚生労働省競争参加資格（建設工事）において、「関東甲信越地域」で工種区分が「建築一式」の資格を有し、等級が「C」又は「D」に格付けされている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東甲信越地域で一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (5) 厚生労働省から、指名停止の措置を受けている期間中ではないこと。
- (6) 過去1年以内に、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていないこと。
- (7) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
 - ①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険
 - ④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
- (8) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (9) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

4 入札書の提出場所等

入札書は、電子調達システムにより提出するものとする。ただし、紙により入札の参加を希望する場合には、「電子入札案件の紙入札方式での参加申出書」別紙2により事前に申し出る必要がある。

電子調達システムによる入札の場合には、当該システムに定める手続きに従い、提出期限までに入札書を提出しなければならない。

なお、入札者はその提出した入札書の引換え、変更又は取消をすることはできない。

この入札に参加を希望する者は、「入札参加申込書（証明書）」別紙1、暴力団等に該当しない旨の「誓約書」別紙5及び「保険料納付に係る申立書」別紙6及び厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないことや、競争参加資格（要件）について虚偽の申告を行っていない旨の「自己申告書」別紙7を作成し、添付資料とともに提出しなければならない。

(1) 電子調達システムにより入札を行う場合

① 入札参加申込書（証明書）等提出期限

令和6年7月29日（月） 17時00分

「入札参加申込書（証明書）」別紙1、「誓約書」別紙5、「保険料納付に係る申立書」別紙6及び「自己申告書」別紙7を作成し、添付資料と併せてスキャナー等により電子データ化したものを電子調達システムにより提出すること。

※ 添付資料

- ・「令和5・6年度競争参加資格審査結果通知書」の写し

② 入札書の提出期限

令和6年7月31日（水） 9時50分

（電子調達システムにて入札金額を送信すること。なお、通信状況により提出期限内にデータが到着しない場合があるので、時間の余裕をもって行うものとする。）

(2) 紙により入札を行う場合

① 入札参加申込書（証明書）等提出期限

令和6年7月29日（月） 17時00分

「入札参加申込書（証明書）」別紙1、「電子入札案件の紙入札方式での参加申出書」別紙2、「暴力団等に該当しない旨の「誓約書」別紙5」、「保険料納付に係る申立書」別紙6及び厚生労働省所管法令違反により行政処分等を受けていないことや、競争参加資格（要件）について虚偽の申告を行っていない旨の「自己申告書」別紙7を作成し、添付資料と併せて持参又は郵送（書留に限る。）にて提出すること。

※ 添付資料

- ・「令和5・6年度競争参加資格審査結果通知書」の写し

② 入札書の提出期限

令和6年7月31日（水） 9時50分

（郵送の場合は書留郵便により、できるだけ提出期限の前日までに到着するように送付し、かつ、当局に対して提出状況の確認を行うこと。）

③ 入札書の提出方法

入札書は別紙3の様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、宛名（山梨労働局支出負担行為担当官と記載）及び「7月31日開札 甲府公共職業安定所玄関入り口滑り止め塗装及び手摺り設置工事の一般競争入札にかかる入札書在中」と朱書しなければならない（別紙8参照）。

郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、表封筒に提出先所在地の他上記と同様の記載を行い、中封筒の封皮にも同様の記載を行い、下記4（6）あてに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

再度入札に備える参加者は、入札期限の令和6年7月31日（水）9時50分までに複数枚の入札書を提出すること。複数枚の入札書を提出する場合は、封筒には何回目の入札かを表示しておくこと。

（3）入札の無効

- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者、期限までに必要な書類を提出しなかった者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
- ② 「誓約書」別紙5を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは「誓約書」に反することとなったときは、当該者の入札を無効とするものとする。

（4）入札の延期等

入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

（5）代理人による入札

- ① 代理人が電子調達システムにより入札する場合には、当該システムで定める委任の手続きを終了しておかななければならない。
技術資料の提出等をシステム上において行う場合には、当初の手続きをする

時点までに委任の手続きを完了させておくこと。

なお、電子入札においては、復代理人による応札は認めない。

- ② 代理人が紙により入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時までには別紙4の様式による委任状を提出しなければならない。
 - ③ 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。
- (6) 入札書及び申込書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
- 〒400-8577 甲府市丸の内1-1-11
山梨労働局総務部総務課会計第一係 根岸・松土
電話 055-225-2850 FAX 055-225-2780

5 開札

(1) 開札の日時及び場所

日時：令和6年7月31日（水） 10時00分

場所：電子調達システム 及び 山梨労働局3階第3相談室

(2) 電子調達システムによる入札の場合

電子調達システムにより入札書を提出した場合には、立ち会いは不要であるが、入札者又はその代理人は、開札時刻には端末の前で待機しておくものとする。

(3) 紙による入札の場合

- ① 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- ② 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ身分証明書を提示しなければならない。
- ③ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては開札場に入場することはできない。
- ④ 入札者又はその代理人は、支出負担行為担当官が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

(4) 再度入札の取扱い

開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

また、電子調達システムにおいては、再入札通知書に示す時刻までに再度の入札を行うものとする。

なお、再度の入札の回数は1回とする（※即ち開札日当日の入札の上限回数は最大で2回までとする。）

① 再度入札に係る入札書受付日時及び場所

(7) 電子調達システムによる入札の場合

令和6年7月31日（水）10時50分までに電子調達システムにより提出

するものとする。

(1) 紙入札による場合

4(2)による。

② 再度入札執行(開札)の日時及び場所

日時：令和6年7月31日(水) 11時00分

場所：電子調達システム及び山梨労働局3階第3相談室

6 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 落札者の決定方法

最低価格落札方式とする。

① 本入札説明書4(1)又は(2)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、最低価格の応札者の入札金額が山梨労働局の定める基準額を下回っていた場合、会計法第29条の6第1項ただし書に基づき、応札者が契約内容に適合する能力を有するか調査を行った上で落札者を決定する。

② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、入札執行事務に関係ない当局職員がくじを引き落札者を決定するものとする。

③ 落札者が決定したときは、入札者にその氏名(法人の場合はその名称)及び金額を口頭及び電子調達システムの開札結果の通知書により通知するものとする。

(3) 入札結果(契約情報)の公表

① 落札者が決定したときは、紙入札者においては入札参加者数、落札者名及び落札金額を電話・メール等により通知し、電子入札者においては電子調達システム上の落札通知書により通知し、予定価格については一切公表しない。

② 入札件名、契約年月日、落札者(契約業者)の所在地、商号又は名称及び契約金額を山梨労働局ホームページに公表する。

(4) 契約書の作成

① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、契約内容について協議・確認の上、遅滞なく契約書等(別添(案)のとおり)を取り交わす。

② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 上記②の場合において支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

④ 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(5) 入札説明会

実施しない。

入札、仕様に関する質問については、令和6年7月29日（月）17時00分まで受け付けることとする。また、必要に応じて現地確認を行うこととし、現地確認は、上記4（6）に連絡の上、令和6年7月29日（月）17時00分までに行うこと。ただし、現地確認についてはできる限り一般来庁者へ十分な配慮を行った上で行うこと。

(6) 障害発生時及び電子調達システム操作等の問い合わせ先

- ・ ヘルプデスク 0570-000-683（ナビダイヤル）
03-4332-7803（IP電話をご利用の場合）

- ・ ホームページ <https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

ただし、申請書類、応札の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合には、上記4（6）に連絡すること。

(7) 入札参加者は、入札書の提出（GEPSの電子入札機能により入札した場合を含む）

をもって「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることに誓約したものとする。

◎様式等

- ・ 別紙1 入札参加申込書（証明書）
- ・ 別紙2 電子入札案件の紙入札方式での参加申出書
- ・ 別紙3 入札書
- ・ 別紙4 委任状
- ・ 別紙5 誓約書
- ・ 別紙6 保険料納付に係る申立書
- ・ 別紙7 自己申告書
- ・ 別紙8 封書記載例
- ・ 契約書（案）
- ・ 仕様書 一式

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
山梨労働局総務部長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印

電子入札案件の紙入札方式での参加について

貴局発注の下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないので、紙入札方式での参加をいたします。

記

- 1 入札案件名
甲府公共職業安定所玄関入り口滑り止め塗装及び手摺り設置工事
- 2 電子調達システムでの参加ができない理由
- 3 電子調達システム利用開始予定時期

令和 年 月 日より利用開始予定

備考 用紙の大きさは、A列4とする。

入 札 書

¥ _____ (第 回 目)

件名：甲府公共職業安定所玄関入り口滑り止め塗装及び手摺り設置工事

上記のとおり、入札説明書及び仕様書等を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

印

代理人

印

(代理人による入札の場合は代表者の押印不要)

支出負担行為担当官
山梨労働局総務部長 殿

委 任 状

(住所) _____

私は、(氏名) _____ 印 を代理人と定め

下記事項の入札及び見積に関する一切の権限を委任します。

記

(委任事項) 甲府公共職業安定所玄関入り口滑り止め塗装及び手摺り設置工事

令和 年 月 日

住 所

商 号

代表者

印

支出負担行為担当官
山梨労働局総務部長 殿

誓 約 書

調達件名：甲府公共職業安定所玄関入り口滑り止め塗装及び手摺り設置工事

私

当社

は、上記の一般競争入札の参加に当たり、下記1及び2のいずれにも該当しません。
また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

(1) 暴力的な要求行為を行う者

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5) その他前各号に準ずる行為を行う者

令和 年 月 日

住 所

名 称

代表者役職氏名

印

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和____年____月____日

（住 所）

（名 称）

（代表者）

印

支出負担行為担当官

山梨労働局総務部長 殿

自 己 申 告 書

下記の内容について誓約いたします。

なお、この誓約書に虚偽があったことが判明した場合、又は報告すべき事項を報告しなかったことが判明した場合には、本契約を解除されるなど当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- 1 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- 2 過去1年以内に、当社又はその役員若しくは使用人が、業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されていないこと。
- 3 事業の実施に当たっては、各種法令を遵守すること。
- 4 契約締結後、当社又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合には、速やかに報告すること。
- 5 前記1から4について、本契約について当社が再委託を行った場合の再委託先についても同様であること。

令和____年____月____日

(住所) _____

(商号又は名称) _____

(代表者氏名) _____ 印

支出負担行為担当官
山梨労働局総務部長 殿

封書記載例

封筒表面

山梨労働局
支出負担行為担当官 殿

7月31日開札

甲府公共職業安定所玄関入り口
滑り止め塗装及び手摺り設置工
事

住 所	○○○○○○○○○
氏 名	株式会社○○○○○ 代表取締役○○○○

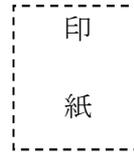
※朱書きで →

封筒裏面

①

②

③



工 事 請 負 契 約 書

- 1 工 事 名 甲府公共職業安定所玄関入り口滑り止め塗装及び手摺り設置工事
- 2 工事場所 甲府公共職業安定所 山梨県甲府市住吉1-17-5
- 3 工 期 契約日～令和6年12月31日（火）まで
- 4 請負代金額 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 契約保証金 免除

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

発 注 者 住 所 山梨県甲府市丸の内1-1-11
氏 名 支出負担行為担当官
山梨労働局総務部長

十川 昌明 印

受 注 者 住 所
氏 名

印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(仕様書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

- 3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。
- 4 この約款に別に定めるものを除き、受注者がこの契約を履行する上で要する一切の費用は、受注者の負担とする。
- 5 この約款に定める催告、請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この約款及び設計図書における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約によって知得した内容を契約の目的以外に利用し、若しくは第三者に漏らしてはならない。

(個人情報保護)

- 第3条 受注者は個人情報(個人情報の保護に関する法律第2条第1項にいう個人情報、以下同じ。)の漏えい等の防止のため、適切な措置を講じなければならない。
- 2 受注者は、業務に係る個人情報をこの業務の達成に必要な範囲を超えて使用してはならない。
 - 3 受注者は、個人情報を複製する場合、あらかじめ書面により発注者の承認を受けなければならない。
 - 4 受注者は、個人情報の管理につき、定期的に検査を行うものとする。また、発注者は、特に必要と認めた場合は、受注者に対し、個人情報の管理状況について、質問し資料の提出を求め、又はその職員に受注者の事業所等の関係場所に立ち入り調査をさせることができる。
 - 5 受注者は、業務を完了したときは、速やかに個人情報の返却、又は復元不可能な方法による廃棄を行わなければならない。

(権利義務の譲渡等)

第4条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第5条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して子会社を含む第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

なお、やむを得ず再委託する場合には、事前に発注者に協議し、その承認を受けなければならない。

- 2 再受託者の行為について、受注者はすべての責任を負うものとし、本工事の契約を準用して再受託者と約定しなければならない。

(下請負人の通知)

第6条 受注者は、請け負った工事を施工するために下請契約を締結したときは、施工体制台帳を作成し、その写しを発注者に提出しなければならない。

(履行報告)

第7条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(受注者の請求による工期の延長)

第8条 受注者は、天災その他不慮の事故等受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、発注者に対して、その事由を詳記して期限の延期を申請し、許可を得なければならない。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。なお、発注者は、第18条の規定にかかわらず、遅滞料を免除することができる。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第9条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第11条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(臨機の措置)

第12条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があ

るときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、措置した内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと思認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第12条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害(次条第1項又は第14条第1項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 第13条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
- 2 前項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

- 第14条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。)発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの(以下この条において「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくものを除く。以下この条において「損害」という。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
 - 3 受注者は、前項の規定により契約の履行ができなくなった場合は、受注者は当該契約を履行する義務を免れ、発注者は契約金額の支払いの義務を免れるものとする。

(検査及び引渡し)

- 第15条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。
- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
 - 3 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

- 4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

- 第16条 受注者は、前条第2項(同条第5項後段の規定により適用される場合を含む。第3項において同じ。)の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払わなければならない。
 - 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第2項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(契約不適合責任)

- 第17条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
 - 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - 一 履行の追完が不能であるとき。
 - 二 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - 四 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第18条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第16条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、財務大臣の決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(発注者の任意解除権)

第19条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第20条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 二 工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- 三 正当な理由なく、第17条第1項の履行の追完がなされないとき。
- 三 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第21条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第4条の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。
- 二 この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- 三 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達することができないものであるとき。
- 四 受注者がこの契約の目的物完成の債務履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 五 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- 六 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- 七 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第22条 第20条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の催告による解除権)

第23条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第24条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 発注者の都合により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき。
- 二 地震、豪雨、暴動等の自然的又は人為的な事象により、工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第25条 第23条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第26条 発注者は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人(受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 二 受注者又は受注者の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
- 2 受注者は、本契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第7条の4第7

項若しくは同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第27条 受注者は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として発注者の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 受注者又は受注者の代理人が、刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(属性要件に基づく契約解除)

第28条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第29条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第30条 受注者は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 受注者は、前2条各号の一に該当する者(以下「解除対象者」という。)を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。))並びに自己、下請負人が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第31条 受注者は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 発注者は、受注者が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第32条 発注者は、第28条、第29条及び第31条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 受注者は、発注者が第28条、第29条及び第31条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(厚生労働省所管法令違反に係る報告)

第33条 受注者は、受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検された場合は、速やかに発注者に報告する。

(厚生労働省所管法令違反に係る契約解除)

第34条 発注者は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、催告その他の手続

を要せず、受注者に対する書面による通知により、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 受注者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受け又は送検されたとき。
 - 二 受注者が本契約締結以前に発注者に提出した、厚生労働省所管法令違反に関する自己申告書に虚偽があったことが判明したとき。
 - 三 受注者が、受注者又はその役員若しくは使用人が第1号の状況に至ったことを報告しなかったことが判明したとき。
- 2 本契約の再委託先について前項の状況に至った場合も、同様とする。

(厚生労働省所管法令違反に係る違約金)

第35条 前条の規定により発注者が契約を解除した場合、受注者は、違約金として、発注者の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- 2 受注者は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第36条 受注者は、自ら又は下請人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は下請人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を発注者に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任期間等)

第37条 発注者は、引き渡された工事目的物に関し、引渡しを受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間(以下この項及び第7項において「契約不適合責任期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

- 5 発注者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 引き渡された工事目的物の契約不適合が発注者の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者は指図が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(法令遵守)

第38条 受注者は、労働基準法、最低賃金法等の労働関係法令を遵守すること。

(補則)

第39条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

様式1

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

山梨労働局総務部長 ○○ ○○ 殿

名称

代表者氏名

印

再委託に係る承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 委託する相手方の商号又は名称及び住所
2. 委託する相手方の業務の範囲
3. 委託を行う合理的理由
4. 委託する相手方が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官

山梨労働局総務部長 ○○ ○○ 殿

名称

代表者氏名

印

再委託に係る変更承認申請書

標記について、下記のとおり申請します。

記

1. 変更前の事業者及び変更後の事業者の商号又は名称及び住所
2. 変更後の事業者の業務の範囲
3. 変更する理由
4. 変更後の事業者が、委託される業務を履行する能力
5. 契約金額
6. その他必要と認められる事項

支出負担行為担当官
山梨労働局総務部長 ○○ ○○ 殿

名称
代表者氏名 印

履行体制図変更届出書

契約書第8条の規定に基づき、下記のとおり届け出します。

記

1. 契約件名（契約締結時の日付番号も記載のこと。）
2. 変更の内容
3. 変更後の体制図

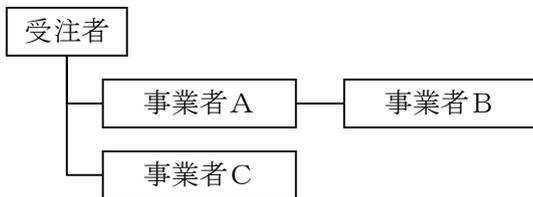
履行体制図

【履行体制図に記載すべき事項】

- ・各事業参加者の事業名及び住所
- ・契約金額（受注者が再委託する事業者のみ記載のこと。）
- ・各事業参加者の行う業務の範囲
- ・業務の分担関係を示すもの

【履行体制図の記載例】

事業者名	住所	契約金額	業務の範囲
A	東京都〇〇区・・・	円	
B			



仕様書

1 工事概要

- (1) 工事名称： 甲府公共職業安定所玄関入り口滑り止め塗装及び手摺り設置工事
- (2) 工事場所： 甲府公共職業安定所（山梨県甲府市住吉1-17-5）
- (3) 工事内容： 甲府公共職業安定所の東西の玄関入り口スロープに滑り止め塗装を行う。
甲府公共職業安定所東側出入口スロープの駐車場側に手摺を設置する。
- (4) 工期： 契約日～令和6年12月31日(火)まで
ただし、工事は原則休日施工とし、工事日については甲府公共職業安定所担当職員（以下、現地職員という。）と調整を行うこと。
- (5) 担当職員： 入札、契約に関すること・・・根岸・松土
山梨労働局総務部総務課 会計第一係
甲府市丸の内1-1-11
電話 055-225-2850

工事現地での調整等に関すること・・・青柳・式場
甲府公共職業安定所 庶務課
甲府市住吉1-17-5
電話 055-232-6060

2 工事仕様

甲府公共職業安定所東側及び西側の玄関入り口スロープ（合計面積 およそ65㎡）を洗浄の上、防滑塗装を行うこと。また、甲府公共職業安定所庁舎東側玄関入り口スロープの駐車場側に全長およそ13.5m、高さ0.75m～0.85m程度のステンレス製の手摺を設置すること。またそれに付随する一切の工事、工事後の清掃を行うこと。

3 一般事項

- (1) 本工事に係る契約は、別途締結する契約条項によるほか、法令の定めるところによる。
- (2) 当仕様書に記載のない事項については、国土交通省大臣官房営繕部監修の次の標準仕様書等による。
 - ① 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版
 - ② 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版ただし、いずれにも合致しない事項は協議のうえ施工することとし、独自の判断で施工してはならない。
- (3) 本仕様書に記載のない材料はJIS規格によるものとする。
- (4) 資材・機材はグリーン購入法指定材を優先して使用すること。
- (5) 請負者は、着工前に実施工程を作成し、山梨労働局に提出のうえ、その承諾を受けた後で

施工する。

- (6) 別途指示する書類等については、速やかに提出すること。
- (7) 工事施工に必要な官公署その他に対する諸手続は、遅滞なく行うこととし、かかる費用は請負者の負担とする。
- (8) 来庁者への安全対策については、受注者の負担において実施すること。
- (9) 工事に伴う発生材は直ちに場外へ搬出し、一時集積の場合は現地職員と打ち合わせしたうえで置き場所を定め、飛散しないよう十分管理したうえで関係法規に則り受注者の責任において処分すること。
- (10) 請負人の事業所等仮設物及び資材置き場については、現地職員と打ち合わせのうえ場所を定めること。
- (11) 工事写真は、時期を失しないよう、かつ施工内容が明確に確認できるよう考慮のうえ、工程に従って撮影し、竣工後提出すること。

4 特記事項

- (1) 施工範囲については、材料・手間・運搬等一式請負とする。また、解体材・発生材等の処分についても、工事範囲に含む。
- (2) 調達件名の本体価格のほか、業務の履行に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もること。
- (3) 必ず現地調査を行い、数量等を確認すること。現地調査を行う際には、現地職員に連絡を行い、日程等の調整を行うこと。疑義が生じた場合は職員と協議すること。また、現地調査により仕様書以外に必要な作業がある場合も入札金額に含めること。
- (4) 工事は原則として休日施工とし、工事作業日については現地職員と調整を行い決定すること。なお、平日に工事を施工する場合は一般来庁者に十分配慮するとともに立て看板等を用いて工事中であることを周知すること。
- (5) 実際の工事に要する作業日数は合計で約8日以内とするものとし、作業の途中ででた廃材等を一時保管する場合は、落札業者側で保管場所を確保すること。
- (6) 工事の過程で仕様書と軽微な相違が発生した場合でも、契約金額を変更することはない。
- (7) 状況に応じ事前に近隣に説明を行うこと。
- (8) 近接する他の部材や建物を汚損しないように、養生等の適切な措置を行うこと。
- (9) 作業の都合で破損・損傷させた箇所は、既存の仕上げと同様に補修すること。
- (10) 工事の際に庁舎内外の備品等の移動が必要な場合は、現地職員の指示に従い業者が行うこと。
- (11) 工事の完成に際しては、作業場所の片付け及び清掃を行うこと。
- (12) 工事完了後、検査職員による完成検査に立ち会うこと。
- (13) 本工事に必要な電力、用水は原則として無償支給する。
- (14) 工事の最終的な詳細は山梨労働局及び甲府公共職業安定所との打合せにより決定する。

5 再委託について

- (1) 請負者は、委託業務の全部を第三者（請負者の子会社（会社法第2条第3項に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託することはできない。
- (2) 請負者は、再委託する場合には、契約書に定める様式1により山梨労働局に再委託に係る承認申請書を提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該再委託が50万円未満の場合は、この限りでない。
- (3) 請負者は、委託業務の一部を再委託するときは、再委託した業務に伴う当該第三者（以下「再委託者」という。）の行為について、山梨労働局に対しすべての責任を負うものとする。
- (4) 請負者は、委託業務の一部を再委託するときは、請負者がこの契約を遵守するために必要な事項について委託契約書を準用して、再委託者と約定しなければならない。
- (5) 請負者は、再委託先を変更する場合、当該再委託が(2)ただし書に該当する場合を除き、契約書に定める様式2の再委託に係る変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。
- (6) 請負者は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した契約書に定める別紙1の履行体制図を甲に提出しなければならない。
- (7) 乙は、別紙1の履行体制図に変更があるときは、速やかに様式3により履行体制図変更届出書を甲に届け出なければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合については、届出を要しない。
 - ① 受託業務の実施に参加する事業者（以下「事業参加者」という。）の名称のみの変更の場合。
 - ② 事業参加者の住所の変更のみの場合。
 - ③ 契約金額の変更のみの場合。
- (8) (7)の場合において、山梨労働局は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときは、請負者に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

6 提出書類

- (1) 工事着工前
 - ① 工事費内訳書・・・契約後速やかに
 - ② 工事工程表（任意様式）・・・現地職員と日程調整の上、着工前に提出
 - ③ 施工体制台帳の写し・・・下請契約を締結した場合
- (2) 工事完成時
 - ① 完成通知書（公共建築工事標準様式 様式-21）・・・工事完了後速やかに
 - ② 工事写真・・・施工前、施工中、施工後の写真を整理し1部提出すること。（デジタルカメラ編集でも可）
- (3) その他
その他職員が指示する書類・・・必要に応じて提出すること。

- (1) 及び (2) の提出先：山梨労働局総務部総務課 会計第一係 根岸

甲府市丸の内1-1-11
電話 055-225-2850